

鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業に関する実施要領

(平成18年4月7日 市長決裁)

改正 平成19年 3月29日

平成20年 3月24日

平成24年 2月 3日

平成27年 5月25日

平成28年 3月17日

(目的)

第1条 この要領は、市民団体のすぐれた提案を市の事業に取り入れ、市民との協働により地域の課題を解決するために、市民提案協働モデル事業制度（以下「本制度」という。）により事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民公益活動 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。
- (2) 市民公益活動団体 市民公益活動を行う団体をいう。
- (3) 市民公益活動事業 市民公益活動に係る事業をいう。

(事業の実施形態)

第3条 本制度は、その性質及び目的が競争入札（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する競争入札をいう。）に適さないため、事業の選考に当たっては、公募型の企画提案方式により団体から事業の提案を受け、市は当該事業の内容等を審査しその可否を決定する。

2 本制度による事業は、市と団体との契約に基づく市から団体への事業の委託（以下「事業委託」という。）により実施する。

(提案団体の要件)

第4条 本制度により事業を提案することができる団体は、市民公益活動団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5人以上の者で構成されていること。
- (2) 市内に事務所を有すること又は活動場所等が市内であること。
- (3) 市民公益活動をしている期間が3年以上であること。ただし、市長が必要があると認めるものについては、この限りでない。
- (4) 市長が別に定める鎌ヶ谷市市民活動推進センター団体登録基準第5条に基づく団体登録をしていること。
- (5) 定款、規約又は会則等を有していること。
- (6) 年間の活動計画を有し、事業に係る収支が明らかであること。
- (7) 活動の目的が宗教又は政治に関するものでないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (10) 入札参加資格における指名停止処分を受けている団体でないこと。

（協働事業の対象となる事業）

第5条 本制度により提案することができる事業（以下「協働事業」という。）は、市民公益活動事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内で実施されるもの
- (2) 本市における地域の課題の解決が図られること
- (3) 団体の専門性等を活かした先駆的なもの
- (4) 団体と市の役割分担が明確であり、協働で実施することにより相乗効果が期待でき、より良い効果や成果が期待できるもの
- (5) 人員計画、実施日程及び予算の積算等が適正であり、実現可能性があるもの
- (6) 団体と市が信頼関係を築き、共に理解し合いながら意欲的に取り組むことができるもの
- (7) 提案をする年度の翌年度中に事業が開始し、終了するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業に

については、協働事業として提案することができないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの又はその誤解を与えるおそれのあるもの
- (2) 政治的目的を有するもの又はその誤解を与えるおそれのあるもの
- (3) 宗教的目的を有するもの又はその誤解を与えるおそれのあるもの
- (4) 公共の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあるもの
- (5) 構成員の親睦又は趣味若しくは特定の個人又は団体の利益を目的とするもの
- (6) 事業実施を伴わない調査又は研究のみを目的としているもの
- (7) 既に本制度を利用して実施されたことがあるもの
- (8) 国又は地方公共団体その他これらに準ずる団体から補助、助成等を受けているもの
- (9) その他市長が不適当と認めるもの

(市の経費負担)

第6条 市は、第3条による事業委託をするにあたり、予算の範囲内で、提案のあった協働事業の実施に要する経費の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により市が負担する経費（以下「対象経費」という。）は、提案のあった協働事業に直接要するもので別表第1のとおりする。

3 次に掲げる経費は、対象経費に含めないものとする。

- (1) 団体の運営費
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が経費を負担することが適当でないと市長が認める経費

(市の経費負担の額)

第7条 前条の規定により市が負担する経費の額は、対象経費の額から当該事業の実施により得られる収入を引いた額に2分の1を乗じて得た額で50万円を限度とする。ただし、算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(募集方法)

第8条 協働事業の募集は、公募の方法により行うものとする。

2 市長は、前項の公募を行うときは、募集方法、募集期間その他の事項を定め、これを公表するものとする。

(事前協議の申請)

第9条 協働事業を提案しようとする団体（以下「提案団体」という。）は、市との相互理解を深めるとともに提案しようとする事業の内容を本制度の趣旨に沿ったものにするため、第12条に規定する提案をする前に、市と協議するものとする。

2 提案団体は、前項に規定する事前協議を行うにあたり、前条第2項の規定による募集期間内に、鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業事前協議申請書（別記第1号様式）及び鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業提案団体概要書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 定款、規約、会則その他これらに準ずる書類
- (2) 構成員名簿（協働事業に参加する構成員のもの）
- (3) 提案をしようとする年度の前年度の団体の活動状況がわかるもの
- (4) 提案をしようとする年度の前年度の団体の収支がわかるもの
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 同一の団体が事前協議を申請することができる事業の数は、前条第2項に規定する公募1回につき1事業までとする。

4 前項において、同一の団体とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 団体の名称が同一である場合
- (2) 団体の構成員の半数以上の者が他方の団体の構成員である場合であって、当該団体の活動の内容がおおむね同一のものであると市長が認める場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、同一の団体であると市長が認める事由がある場合

(事前協議の担当課の決定)

第10条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、当該事前協議に係る協働事業の担当所属所（以下「担当課」という。）を定め、鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業事前協議及び担当課決定通知（別記第3号様式）により当該提案団体に通知するものとする。

(事前協議の実施)

第11条 前条の規定による通知を受けた提案団体は、担当課に対し、提案しようとする協働事業に係る課題等について、市長が別に定める期日までに事前協議を

するものとする。

- 2 提案団体及び担当課は、前項に規定する事前協議を行うにあたり、対等な立場で協議し、提案のあった協働事業の実施に必要な課題の解決を図るよう努めるものとする。
- 3 担当課は、第1項に規定する事前協議を行ったときは、鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業協議内容報告書（別記第4号様式）を作成するものとする。

（協働事業の提案）

第12条 提案団体は、前条の規定による事前協議が整った後、市長が別に定める日までに、鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業提案書（別記第5号様式）により市長に提案しなければならない。

（提案内容の修正）

第13条 市長は、法令及び予算の状況等を鑑みて、必要があると認めるときは、提案団体との協議に基づき、提案のあった協働事業の内容を修正することができる。

（選考審査）

第14条 市長は、次条の規定による事業委託の可否を決定するときは、あらかじめ鎌ヶ谷市協働推進委員会（鎌ヶ谷市協働推進委員会設置要綱（平成17年鎌ヶ谷市告示第58号）に基づく鎌ヶ谷市協働推進委員会をいう。以下「委員会」という。）による選考審査を行うものとする。

- 2 前項の規定による選考審査は、提案団体及び担当課によるプレゼンテーションの方法による。
- 3 委員会の委員は、選考審査を行うにあたり、次の項目について、鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業審査表（別記第6号様式）により審査を行う。
 - (1) 公益性が認められる事業であるか。
 - (2) 解決しようとする課題が的確に捉えられており、市民が早急に解決を求めているものであるか。
 - (3) 団体と市の役割分担が明確であり、協働で実施することにより相乗効果が期待でき、より良い効果や成果が期待できるものであるか。
 - (4) 事業に課題を解決するための創意工夫や独創的なアイディアが盛り込まれているか。

- (5) 今後、より事業の水準を高め、発展的に事業が展開される可能性があるか。
- (6) 事業の実施目的と事業の実施に要する経費のバランスが取れている事業であるか。
- (7) 事業の実施に係る人員、日程、資金等の計画内容が適正であり、実現可能性が認められる事業であるか。
- (8) 団体に事業の実施にかける熱意があり、それをアピールできているか。

(協働事業の委託の決定)

第15条 市長は、第12条の規定による提案があったときは、前条に規定する選考審査の結果を踏まえて協働事業の事業委託の可否を決定し、その旨を鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業決定（却下）通知書（別記第7号様式）により提案団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業委託をすることを決定した協働事業（以下「委託協働事業」という。）について、その決定にあたり必要な条件を付すことができる。

(協働事業実施団体の資格)

第16条 前条の規定による事業委託の決定を受けた提案団体（以下「協働事業実施団体」という。）の資格は、当該協働事業実施団体が決定を受けた委託協働事業の受託をする場合に限り、入札時における資格審査の適格者と同等とみなす。

2 市長は、前項の規定により入札時における資格審査の適格者と同等とみなした協働事業実施団体の名称、所在地、代表者の氏名及び決定を受けた委託協働事業の件名等を鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業協働事業実施団体台帳（以下「台帳」という。）に登録する。

3 前項の規定により台帳に登録される期間は、登録された日から2会計年度とする。ただし、当該協働事業実施団体が第4条各号のいずれにも該当し、かつ担当課と委託協働事業の継続に関する協議を整えたときは、次の会計年度以降も引き続き登録を更新するものとする。

(協定及び契約)

第17条 市と協働事業実施団体は、その委託協働事業の実施に係る具体的な役割分担、成果の帰属、個人情報保護の遵守その他必要となる基本的事項を協議し、

協定を締結する。

- 2 市と協働事業実施団体は、委託協働事業の仕様、第15条の規定による決定を受けた額（以下「委託料」という。）その他必要と認める事項を定め、委託契約を締結する。

（委託協働事業の変更等）

第18条 協働事業実施団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に報告し、協議を行わなければならない。

- (1) 委託協働事業の内容の変更又は委託事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）若しくは委託料の変更をする場合。ただし、委託料の増額は、原則としてこれを認めない。
- (2) 委託協働事業を中止し、又は廃止する場合
- (3) 委託協働事業が履行期限内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合。
- 2 市長は、前項の規定により当該協働事業実施団体と協議し、契約内容の変更等を承認するときは、変更契約を締結するものとする。

（委託協働事業の決定の取消し）

第19条 市長は、協働事業実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、協働事業の委託の決定の全部又は一部を取り消し、この契約を変更又は解除することができる。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 第5条に規定する協働事業以外の用途に委託料を使用したとき。
- (3) 第6条に規定する対象経費以外の用途に委託料を使用したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により委託協働事業の決定を受けたとき。
- (5) 委託協働事業の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (6) 委託協働事業の実施方法が不適当であるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が委託協働事業の決定の全部又は一部を取り消す必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により、契約の変更又は解除をしたときは、当該変更又は解除に係る部分に関し既に委託料が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(実施状況報告及び調査)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、協働事業実施団体に委託協働事業に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は事業の実施状況を調査し若しくは検査することができる。

(実績報告)

第21条 協働事業実施団体は、委託協働事業が完了したときは、速やかに鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業完了報告書（別記第8号様式）、対象経費を支払ったことを証明する領収書等その他必要な書類により市長に実績を報告しなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第22条 委託料の支払いは、前条に規定する実績報告終了後、適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。

(事業評価)

第23条 担当課及び協働事業実施団体は、委託協働事業が完了したときは、鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業評価表（別記第9号様式）により相互に評価を行い、市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により報告のあった評価を、委員会に報告するものとする。
- 3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、その内容を評価するものとする。

(実施結果の公表)

第24条 市長は、完了した委託協働事業の取組内容、実施結果、成果及び前条第3項の規定による評価等を公表するものとする。

- 2 市長は、協働事業実施団体に、完了した委託協働事業について発表する機会を設けるものとする。

(委託協働事業の継続)

第25条 市は、台帳に登録されている協働事業実施団体に限り、委託協働事業を実施した次年度以降も当該協働事業実施団体が実施した委託協働事業を事業委託することができる。

- 2 前項の規定による事業委託をするときは、当該協働事業実施団体と担当課の協議の上、契約金額等を決定するものとする。

(委任)

第26条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表第1（第6条関係）

項目	内容
報償費	講演会の講師謝礼等
賃金	団体関係者的人件費等
消耗品費及び原材料費	1品につき、10,000円以下のもの
印刷製本費	パンフレット等の印刷
通信運搬費	切手、はがき代等
使用料及び賃借料	会場、テント、物品の借上げ代等
備品購入費	1品につき、10,000円を超えるもの
旅費	講師との打合せに係る交通費等
保険料	イベント保険等（参加者が負担するものを除く。）
その他	上記の項目に分類しにくい経費であって、協議の中で調整し、必要があると市長が認めるもの

附 則（平成18年4月7日）

この要領は、平成18年4月7日から施行する。

附 則（平成19年3月29日）

この要領は、平成19年3月29日から施行する。

附 則（平成20年3月24日）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月3日）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月25日）

この要領は、平成27年5月25日から施行する。

附 則（平成28年3月17日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第9条関係）

鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業事前協議申請書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

団体名

印

代表者職氏名

鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業に関する実施要領第9条第2項の規定により、下記のとおり事前協議を申請します。

記

事業名 (仮称)	
解決したい 課題	
解決方法の 概要 (事業概要)	
団体の役割	
市の役割	

予算概要（提案しようとする事業に係るもの）

(1) 収入の部

科 目	金 額 (円)	内 訳
合 計		

(2) 支出の部

科 目	金 額 (円)	内 訳
委託料の対象経費		
合 計 (A)		
その他経費		
合 計 (B)		
合計額 (C) = (A + B)		

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業提案団体概要書

団体名				
団体の主たる事務所等の所在地				
主な活動場所等				
代表者の職・氏名				
本事業に 係る連絡 責任者	氏名 (※)			
	住所 (※)			
	(※) 連絡先	TEL	FAX	
E - m a i l				
設立時期	年 月 設立 (実質活動歴 年 か月)			
会員数	会員の総数	人	上記のうち、本事業に参加する構成員の人数	人
予算規模	円			
団体の活動目的				
主な活動内容				
これまでに委託や助成を受けた実績				

※印は審査時には非公開とする。

構成員名簿

(※ 本事業に参加する者のみ全員記載。)

団体名

(年 月 日現在)

	氏名	住所等
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

第3号様式（第10条関係）

鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業事前協議及び担当課決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 団体名
代表者職氏名 様

鎌ヶ谷市長

年 月 日付けで申請のありました鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業に係る事前協議について、鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業に関する実施要領第10条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 事業名（仮称）
- 2 提案のあった協働事業に係る担当課（事前協議の相手方）

第4号様式（第11条関係）

鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業協議内容報告書

担当課名

(報告書作成者)

(内線))

次のとおり事前協議を実施しましたので、鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業に関する実施要領第11条第3項の規定により報告します。

【第 回目】

提案団体名							
事業名（仮称）							
協議日時及び場所等	日時	年	月	日			
	場所	時	分～	時	分		
出席者	団体側						
	市側						
協議内容							
次回の予定	日時	年	月	日			
	場所	時	分～				
	議題						

	担当課所属長	市民活動推進課長
確認欄		

第5号様式（第12条関係）

鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業提案書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

団体名

印

代表者職氏名

このことについて、鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業に関する実施要領第12条の規定により、下記のとおり提案します。

記

1 事業の名称

2 事業の内容

3 事業を実施することにより解決される課題（事業の目標・効果）

(どのような課題を解決したいのか、具体的に記載してください。)

4 団体と市の協働の必要性及び効果

(協働で実施することによる相乗効果などを記載してください。)

団体の役割

市の役割

5 事業の実施体制

(1) 総括責任者	
(2) 個別事業ごとの責任者及びスタッフ等の人数	
(3) その他の事項	

6 事業の着手及び完了の予定年月日

年 月 日	～	年 月 日
-----------------	---	-----------------

7 事業のスケジュール

(取組内容や実施時期、場所等を具体的に記載してください。)

8 予算概要（提案した事業に係るもの）

(1) 収入の部

科 目	金 額 (円)	内 訳
合 計		

(2) 支出の部

科 目	金 額 (円)	内 訳
委託料の対象経費		
合 計 (A)		
その他経費		
合 計 (B)		
合計額 (C) = (A+B)		

第6号様式（第14条関係）

鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業審査表

1 委員名 _____

2 団体名 _____

3 事業の名称 _____

4 評価

	評価項目	点数 5=大変優れている、4=優れている、 3=普通、2=やや劣る、1=劣る
1	公益性が認められる事業であるか。	5・4・3・2・1
2	解決しようとする課題が的確に捉えられており、市民が早急に解決を求めているものであるか。	5・4・3・2・1
3	団体と市の役割分担が明確であり、協働で実施することにより相乗効果が期待でき、より良い効果や成果が期待できるものであるか。	5・4・3・2・1
4	事業に課題を解決するための創意工夫や独創的なアイディアが盛り込まれているか。	5・4・3・2・1
5	今後、より事業の水準を高め、発展的に事業が展開される可能性があるか。	5・4・3・2・1
6	事業の実施目的と事業の実施に要する経費のバランスが取れている事業であるか。	5・4・3・2・1
7	事業の実施に係る人員、日程、資金等の計画内容が適正であり、実現可能性が認められる事業であるか。	5・4・3・2・1
8	団体に事業の実施にかける熱意があり、それをアピールできているか。	5・4・3・2・1
合計点（40点満点）		/40点

5 意見 _____

第7号様式（第15条関係）

鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

提案者 団体名
代表者職氏名 様

鎌ヶ谷市長

年 月 日付けで提案のありました事業について、鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業に関する実施要領第15条の規定により、下記のとおり決定・却下したので通知します。

記

1 事業の名称

2 決定

(1) 事業の実施期間

(2) 委託料

(3) 条件

ア 委託協働事業の内容の変更又は委託事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）若しくは委託料の変更をする場合においては、速やかに市長に報告し、協議行うこと。

イ 委託協働事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに市長に報告し、協議行うこと。

ウ 委託協働事業が履行期限内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告し、協議行うこと。

工 その他()

3 却下

理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鎌ヶ谷市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鎌ヶ谷市（訴訟において鎌ヶ谷市を代表する者は、鎌ヶ谷市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式（第21条関係）

鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業完了報告書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

団体名

印

代表者職氏名

このことについて、鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業に関する実施要領第21条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 事業の実施概要

(取組内容や実施時期、場所等を具体的に記入してください)

3 事業の成果

(課題解決の成果などを具体的に記入してください)

4 協働により事業を実施した効果

(事業を協働により実施した効果などを具体的に記入してください)

5 事業の着手及び完了年月日

年　　月　　日～　　年　　月　　日

6 予算概要（提案した事業に係るもの）

(1) 収入の部

科 目	金 額 (円)	内 訳
合 計		

(2) 支出の部

科 目	金 額 (円)	内 訳
委託料の対象経費		
合 計 (A)		
その他経費		
合 計 (B)		
合計額 (C) = (A+B)		

第9号様式（第23条関係）

鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業評価表

鎌ヶ谷市長 様

次のとおり協働事業が完了しましたので、鎌ヶ谷市市民提案協働モデル事業に関する実施要領第24条の規定により報告します。

1 基本事項

団体名				
担当課名				
事業の名称				
評価実施日等	団体側	年	月	日（　） 担当者名
	市側	年	月	日（　） 担当者名
	協議	年	月	日（　）
		団体側出席者		／ 市側出席者

2 評価

(1) 課題解決にどのくらい成果があったか	
団体側	市側

(2) 課題を解決するために適切な事業内容であったか	
団体側	市側

(3) 団体と市の役割分担は適切であり、協働で実施した効果がどれくらいあったか

団体側	市側

(4) 信頼関係を築き、お互いに対等な立場で協議や事業実施に臨み、成果を共有できたか

団体側	市側

(5) コミュニケーションをとり、お互いに事業の進捗状況の把握や問題点の修正を行ったか

団体側	市側

(6) 市民に対して適切な情報公開をしたか

団体側	市側

(7) 市民を巻き込んで事業を実施した、団体の加入者が増えたなど、市民活動の推進にどれくらい効果があったか

団体側	市側

(8) 自由意見

団体側	市側

